

三豊市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月10日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

令和 3 年度

定例監査結果報告書(第 2 回)

三豊市監査委員

三 監 第 137 号
令和 4 年 2 月 8 日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三 豊 市 議 会 議 長 為 広 員 史 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 教 育 長 長 尾 卓 也 様

三 豊 市 監 査 委 員 片 桐 正 文

三 豊 市 監 査 委 員 三 宅 静 雄

令和 3 年度定例監査結果（第 2 回）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

部 課 等 名		事務の実施期間
健康福祉部	須田保育所 詫間保育所 財田こども園	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで
教育委員会事務局	桑山小学校 比地大小学校 上高野小学校 本山小学校 財田小学校 和光中学校	

第4 監査の着眼点

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱いの手順、預金通帳の管理、契約事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、施設の利用状況等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 現地
- (2) 日 程 令和4年1月12日から令和4年1月17日まで

第7 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり意見を要する事項が認められた。

執行機関においては、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管課の責任者においては、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な執行管理に努めることはもとより、職員の健康管理にも十分に配慮されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも事務の執行にあたっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

【意見】

《学校等共通事項》

- 郵便切手の適正な保有について

郵便切手については、年間使用見込み枚数を超えて保有している学校が見受けられた。郵便切手は換金性があることから、盗難や紛失等の事故を防止するため、使用枚数に相応した枚数を保有することが適当である。また、切手購入の際は必要枚数を見定めて購入し、年度末の予算消化を目的とした購入は慎むようよう願います。

- 小中学校における学校徴収金(準公金)の預金通帳等の届出について

三豊市では、公金等に係る預金通帳の保管に関する指針（平成28年8月1日改正）が定められており、準公金についても同様の取扱いをすることとなっている。しかしながら、指針に基づいた届出がなされていないものがあった。預金通帳の異動があった場合は、指針に基づいた手続きを確実に行っていただきたい。

- **学校施設の清掃について**

数年来、市内小・中学校から要望があった学校施設の清掃については、今年度から業者により床の清掃が実施されることになった。3年のローテーションで実施されるとのことだが、今年度実施した学校からは非常に喜ばれていた。

一方、高所の窓ガラス清掃は危険を伴うため、依然としてどの学校施設も手が付けられていない。児童・生徒にとって快適な学習環境となるよう、その対応についても検討されることを望む。